

令和3年6月29日

神戸税関業務部

関係者各位

お 知 ら せ

「紡織用繊維で被覆した輪状のゴムひもと装飾部分から成る髪用装飾品」について

平素は税関行政に対しまして深いご理解とご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

紡織用繊維で被覆した輪状のゴムひもと装飾部分から成る髪用装飾品（以下、「ヘアゴムと装飾部分から成る製品」）については、過去の一部の事案で不明瞭な分類理由により判断され、分類の不統一が生じていたことから、以下のとおり分類すべきものと統一が図られました。

「ヘアゴムと装飾部分から成る製品」はその性状から、関税率表第96.15項（くし、ヘアスライド、ヘアピン等）には分類されず、装飾部分の材質から同表第63.07項（その他の紡織用繊維製品）、第71類（第71.13項（身辺用細貨類）又は第71.17項（身辺用模造細貨類））及び毛皮が用いられているものについては第43.03項についても検討のうえ分類する。

判断が困難な場合は関税鑑査官にご照会いただきますよう、貴会会員の皆様へお知らせ願います。

【参考】

標記貨物に係る分類実績につきましては、税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) の

「輸入貨物の品目分類事例」に

- ・第63.07項 ヘアゴム（装飾部分が主に紡織用繊維から成るもの）
- ・第71.17項 ヘアゴム（装飾部分が紡織用繊維以外のものから成るもの）

がそれぞれ掲載されております。

本件に関する照会先

業務部首席関税鑑査官

TEL 078-333-3118

FAX 078-333-3147

E-mail : kobe-bunrui@customs.go.jp